

どのような子ども若者も活躍できる社会を

■ 岡崎市の当事者は1800人…

子ども若者が抱える問題が複雑化しています。

ひきこもり、貧困、不登校、DV、ニート、非行、援助交際、などの状態は、こうだからこうなった、というわかりやすい話しではなく、いろいろな要因が絡み合うことで最終的にそのような状態になることが指摘されています。だから一つの処方箋で大丈夫とはならないものです。

複雑化する子ども若者の問題のなかで「ひきこもり」は大きな課題の一つです。岡崎市では15才～39才で「ひきこもり」と推測される人が約1,800人と推計されています。他県が行なった調査では、ひきこもり全体の6割以上が40才以上であるとの報告もあり、これらを考慮すると1,800人という数字はより膨らむことも予測されます。

■ たらい回しの弊害

ただ、複雑化した問題の解決は、行政の持つ体制では難しいことが指摘されてきました。いわゆる縦割りによる弊害です。

現状の本市における子ども若者への対策は、不登校は主に教育委員会。その他必要とあれば、福祉、障がい、保健所が。義務教育終了後は、主に保健所が。そして就労となれば、若者

おいでんクラブへという流れになっています。

一見、スムーズに見える仕組みですが、**支援をうける当事者やその家族からすると、「たらい回し」にあう気分です。**

■ それぞれの課は努力している

こう書いてくると、それぞれの課の対応が悪い、予算をもっとつけるべきだ、そう取られる向きもあるかと思いますが、それは違います。子ども若者が抱えている問題は、単独の課が持つ専門性では解決が難しいからです。

■ 子ども若者総合相談センター

そこで、課を越えた支援の枠組みとして、**子ども若者総合相談センターを設立するという方法が有効だ**とされています。

このセンターはワンストップの相談窓口で、課を越えた支援体制を築くことができます。加え

て、当事者やその家族に寄り添う支援を可能とします。

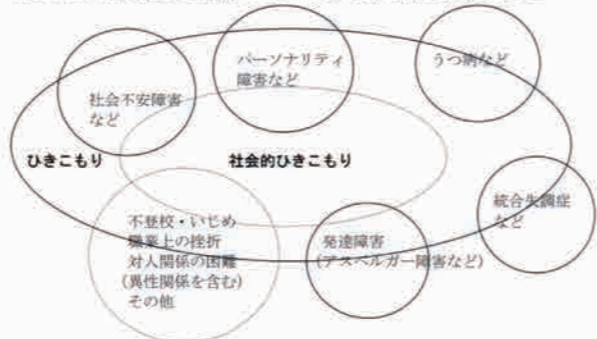
寄り添う支援とは、問題を解消するために専門家がその事態の修復にあたるのではなく（それももちろん必要ですが）、**当事者と支援者が関係を構築しつつ、課題の解決に向け伴走するスタッフを配置することです。**

■ 専門性より関係性が解決策

縦割りを乗り越え、当事者やその家族と伴走すること。当事者への関わり方として、専門性ではなく関係性を構築することを目指すこと。これが、困難な状況にいる子ども若者の自立、自律を促すことを可能とします。そして、それを実現する**実効的な枠組みとして子ども若者総合相談センターは有効**です。豊田市、豊橋市の実績から推測するに予算は1500万～2000万で賄えます。

そう、次は岡崎にも！引き続き提案していきたいと思います。

ひきこもりの多様な姿（背景）のイメージ図～多様な困難と関連している～



学校図書館こそこれからの学習において必要です！

■ 学校図書館とは

子ども達にとりもつとも身近な図書館として学校図書館があります。

誰かに連れて行ってもらう必要もなく、すぐに行けて、自らの意志を手にとることができる場所が学校図書館なのです。

加えて教育という側面からも、折に触れてその重要性が指摘されてきました。

主体的に学ぶ姿勢の熟成。コミュニケーション能力の向上。論理的思考力の構築などなど。これらの能力を身につけるためには学校図書館が有用だとされ、学習指導要領では改定とともにその記述が増える傾向にあります。

■ 学校司書とは

そこに**学校司書の配置が必要**ではないか、そう以前から提言をしてきました。

学校司書とは本の配架や貸出の事務等を担うのはもちろんですが、それに加えてわたしが重要だと思うのは、図書館にいつもいることで、子どもたちと仲良くなり、そこ子にあったオススメの本を提供する役割を持つからです。

本との一期一会な出合いを助けてあげること。この役割に学校司書がもつ最も大きな意

義があります。

■ 司書教諭と教員補助者

さて、これに関して過去に3回にわたり一般質問で質してきました。

いままでの答弁を聞くと、学校司書に関して教育委員会は以下のように考えていることがわかります。

岡崎市では、**司書教諭と教員補助者が…(中略)…管理、運営、学習支援等を行う体制の整備がされています。**巡回方式による**学校司書の配置ではなく、学校の子供たちや教員の状況をよく知っている教員補助者が学校図書館の運営に当たる**ために、…(中略)…子供たちや教員から好評を得ています。(当局答弁案より筆者抜粋、強調筆者)H29.12月議会より

拙い摘んで言えば、**学校図書館の充実が必要である。そこで、岡崎市ではそれを担う人材としては、「司書教諭」と「教員補助者」がそれに従事しており現場からは好評だ**となります。

■ 「第3次岡崎市子ども読書活動推進計画」には学校司書が記載

岡崎市の学校図書館の運営体制に「学校司書」はいません。ただ、これがなかなか難しいと

司書教諭と学校司書の役割について

司書教諭	学校司書
司書教諭は主に学校図書館の経営及び指導業務を担います。学校図書館の経営方針や経営計画を立て、年度運営計画等を作成します。 また、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成後援等に協力、支援したり、自ら指導したりします。 学校司書が配置されていない場合は、学校図書館の運営、学校司書が中心となる体制を整備することも必要です。 これらの役割を司書教諭の個人で行うのではなく、学校図書館の職員として業務を分担して行います。	学校司書は、主に学校図書館サービスに関する業務を担います。学校図書館メディアの紹介、貸借、予約サービス、広報、学校図書館メディアの整備等を行います。 また、学校図書館の機能を活用する学習指導を行う際には司書教諭が指導が行われるように支援もします。
・学校図書館経営の方針 ・年度運営計画の立案 ・経営計画の立案 ・学校図書館の運営 ・読借・返本の管理 ・学校図書館の経営 ・読書指導の一助 ・学習指導の一助 ・読書指導の推進 ・読書推進委員会の指導	・貸出・返却 ・予約 ・メディア紹介 ・読借管理 ・読借・返却 ・予約サービス ・読書の指導 ・読者の紹介 ・読書推進委員会の指導 ・読書推進委員会の指導 ・読書推進委員会の指導 ・読書推進委員会の指導 ・読書推進委員会の指導

ここで、学校司書は資格要件等が定まっておらず、岡崎市のように司書教諭と教員補助者という体制でも問題はないのです。

学校図書館に常駐する専任の司書も、いくつかの学校を巡回する兼任の司書も、教員補助者も現時点では「学校司書」と呼ぶことが可能だからです。ややこしくてすみません。

それでも、今回の岡崎市が策定した「第3次岡崎市子ども読書活動推進計画」の中では「学校司書の配置」が掲げられることになりました。

名前はどうか、まずはしっかりと実効性があるのかを注視していきたいと思います。